

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№493
2012・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03(5366)1131(代) FAX 03(5366)1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 4月7日・8日はぜひ福島へ！ 海部幸造
—「原発と人権」全国研究・交流集会in福島
- 野田財界政権の衆院比例定数80削減案について 上脇博之
- 別件逮捕・違法収集証拠覚せい剤使用事件無罪判決 吉武みゆき
- タンザニア母子に対する
退去強制令書発付処分等が取り消された事例 松井 仁
- 業務上過失致死事件で無罪判決 田中和樹
- 法律家4団体事務所説明会を開催 小野通子
—65期向け東京以外の事務所説明会へご参加下さい
- 65期修習生部会の設立と活動報告—7月集会の取り組み
- 青法協弁学合同部会2011年度第4回拡大常任委員会(岡山)を開催
□大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府3条例案の撤回、廃案を求める決議



□—マの子ども

四月七日・八日はぜひ福島へ！ 「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島

東京 海部 幸造

1 たたかう人々が一回に会し、 研究と運動の交流を深める集会

二〇一二年に原発問題連続講座を取り組んだ、
法律家五団体・日本ジャーナリスト会議・日本科
学者会議が呼びかけ、後記の諸団体、弁護士が集
まって実行委員会をつくり、「『原発と人権』全国
研究・交流集会（人権・コミュニティの回復と原
発のない社会をめざして）」という企画を、事故
から一年を経たこの四月に、福島の地で開催しよ
うと準備を進めている。

福島第一原発事故は、これまで私たちが経験し
たことのない質の、多様かつ広範な、未曾有の
被害をもたらした。子どもの遊びの場を奪い、生
徒の学習の場を破壊し、人々の生業を奪い、財産

を奪い、さまざまなレベルのコミュニティを破壊
し、ふるさとを奪い、人々の健康を損なっている
等々。

この企画は、原発事故被害者と市民のたたかい
に共鳴しともにたたかっている全国の法律家・社
会科学者・自然科学者・ジャーナリストはじめ支
援の人々が一同に会し、福島第一原発事故の原因
とこれを引き起こした東電と国の責任を明らかに
するとともに、原発事故がもたらした、前述の被
害をできるかぎり明らかにし、こうした被害と人
権侵害・コミュニティ破壊からの回復、完全賠償、
そして原発のない社会をめざして、研究と運動の
交流を深めようとするものである。

会場は、両日とも福島大学。福島駅から東北本
線で約一〇分、金谷川駅下車五分。

2 企画の内容

【全体会 四月七日（土）午後一時半～六時】

- ① 基調講演「福島第一原発事故の原因と責任」
海渡雄一（弁護士）
- ② 「原発事故被害者・市民は訴える」
さまざまな地域・業種の被害者たちや脱原発
の運動からの報告。一〇名程度を予定。
- ③ 「首長は訴える」
南相馬・双葉・浪江など現地首長からの報告
を予定。
- ④ 特別報告「原爆被爆者の闘いをどう生かす
か」
田中照巳（被団協事務局長）
- ⑤ 講演「福島の再生をめざして」

清水修二(福島大学副学長)

*宿泊、懇親会とも飯坂温泉「飯坂ホテル聚楽」

原発被害は、その被害の質、多様性、広がりなど、今まで私たちが経験をしたことのないものである。この被害を私たちがどこまで把握できるか、可視化できるか、裁判所を含め社会に伝え広げることができるかが根底的に重要である(↓全体会②・③)。また、こうした被害をもたらした原発事故の原因の解明と東電と政府の責任を明らかにし、これを曖昧にすることを決して許さないことが重要である(↓全体会①)。そして、こうしたことをふまえて、福島をどのように再生できるか、そのためには何が必要であり、国や自治体に対してはどのような政策を求めていくべきかが考えられなければならない(↓全体会④・⑤)。その意味で、⑤の清水修二氏(福島大学副学長)の講演「福島の再生をめざして」は、二日目の各分科会に向けての問題提起でもある。

【分科会 四月八日(日)午前九時半～午後三時】

第1分科会(科学者会議・日民協)

「放射能の影響とどう向き合うか」

第2分科会(青法協弁済学合同部会)

「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」

第3分科会(自由法曹団・公害弁連・被害弁護団)

「被災者救済のための『完全被害回復』・『完全賠償』を」

第4分科会(脱原発弁護団)

「脱原発の司法判断を求めて」

第5分科会(反核法協)

「原発爆被爆者の運動に学ぶ―広島・長崎から福島へ―」

第6分科会(日本ジャーナリスト会議)

「原発報道を考える」

*分科会終了後、まとめの全体会、およびこれと平行して、実行委員会に参加している学生たちが中心になって「青年学生現地交流集会」が予定されている。

分科会のそれぞれのテーマはいずれもきわめて重要なテーマである。毎回の実行委員会でも、それぞれの分科会について大変興味深い議論がなされていて面白い。紙数の関係で、二つだけごく簡単に紹介する。

第一分科会「放射能の影響とどう向き合うか」

放射能、特に低線量被曝、内部被曝については、科学者のなかでも見解に違いがあり、国民の側にも必要以上に対立的な雰囲気・状況があるやに思われる。しかし、科学的な見解の違いは違いとしてきちんと把握した上で、見解の違いで分断され

るのではなく、放射線に対する不安による心理的な影響を含め、社会的に住民がどう向き合うか、どのように考えて何を国や自治体に要求していくかといった観点から、この問題を考える必要があるのではないか。

第二分科会「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」 原発事故は、住民の日常生活の基盤である地域コミュニティを根こそぎ破壊したが、こうしたコミュニティ破壊による住民の被害は、損害論や除染問題、集団移住問題などを考える上でもきわめて重要な位置を占めており、そのことが今回の原発事故被害の特徴の一つでもある。公害闘争の中で、「環境権」が提起され、社会的認知を広げてきたように、「コミュニティ権」といったものが提起される必要があるのではないかと、それはどう把握され、構成できるのか。

前記の分科会はもちろん、他の分科会も当然に、被害者の皆さんのお話をうかがい、それをふまえた議論でなければならないことが実行委員会でも確認されている。大いに交流するとともに、何よりも議論を深める場になりたいと考えている。

3 実行委員会の体制

○実行委員長 豊田誠(弁護士)

○実行委員長代行 小野寺利孝(弁護士)

○福島実行委員長 清水修二(福島大学副学長)
○実行委員会参加団体(二月二〇日現在)

自由法曹団/全国公害弁護団連絡会議/日本
科学者会議/日本国際法律家協会/日本ジャー
ナリスト会議/日本反核法律家協会/日本民主法
律家協会/脱原発弁護団全国連絡会/福島原発
被害弁護団/「生業を返せ、地域を返せ!」福島
原発事故被害弁護団/青法協弁学合同部会

○後援 福島大学、福島民友新聞社、日本環境

会議、福島民報社、日本環境学会、マスコミ関連
九条の会連絡会、日本マスコミ文化情報労組会議
(MIC)

4 是非ご参加を! そして、原発
問題での広範なネットワークの
形成を!

詳細は、「要項」をご参照いただきたい。大変充

実した内容になると期待している。そして、是非
とも多くの会員にご参加をいただきたい。
この企画を成功させ、継続した取り組みにして
いけるようにしたい。また、この企画を通じて原
発問題に取り組みさまざまな分野の諸団体、そし
て諸弁護団のつながりを発展させ、分野を横断す
るネットワークが形成していけたら嬉しいと思っ
ている。

野田財界政権の衆院比例定数80削減案について

兵庫 兵庫県 上脇 博之

(神戸学院大学法科大学院教授・憲法学)

1 民主党内は比例定数八〇削減案 でまとまった!

民主党はマニフェストで衆院の比例代表選挙の
議員定数を現行の一八〇から八〇削減して一〇〇

にするとしていた。野田佳彦首相は、消費税増税
を含む「税と社会保障の一体改革」をめざしている
が、小沢一郎元民主党代表と鳩山由紀夫元首相ら
が消費税を今増税することに反対し議員定数削減
や行革を優先させるべきと主張しているため、消
費税増税だけでなく、国会議員定数の削減など

も「不転の決意で結論を出す」と表明した。

民主党の政治改革推進本部は二〇二二年一月一
八日の総会で、最高裁が違憲状態と指摘した衆院
小選挙区の「一票の格差」是正に向けて小選挙区
「〇増五減」(定数〇〇↓二九五)、比例「八〇減」
(定数一八〇↓一〇〇)とする、前日役員会で了承

した議員定数削減案(総定数四八〇→三九五)を正式決定した。「〇増五減」は、まず各都道府県に一議席ずつ割り振る「二人別枠方式」を廃止した自民党案を丸のみしたもので、現在三選挙区ある山梨・福井・徳島・高知・佐賀の五県が二選挙区となり、区割りも変更される(一票の格差は一・七八九倍(二〇一〇年国勢調査)となる)。

定数比率で言えば、民主党案は、ほぼ小選挙区三対比例一となり、ますます小選挙区中心のものになるうえに、もともと定数が少ない比例の各ブロックの各定数はさらに削減される(表1を参照)ので、比例代表のメリットである少数意見の反映はますます後退することになる。

2 小選挙区制を批判し抜本的改革を求める野党と連用制さえ否定する鳩山・小沢元代表ら

以上の民主党案に対し、野党は議員定数削減の是非や具体的な改革案では足並みがそろっていないものの、小選挙区選挙の弊害である「民意を歪曲する」問題を指摘し、民主党案には反対を表明し、抜本改革を求めている。

比例定数三〇削減を提案する自民党でさえ、現行の比例代表選挙の部分を二枠(定数二二〇と定数三〇)に分け、第一枠(二二〇)は従来通りドン

表1：衆院比例代表選挙の11ブロックの各現行定数と削減後の各定数

ブロック名	北海道	東北	南関東	東京	北陸越	東海	近畿	中国	四国	九州	定数合計
現行	8	14	22	17	11	21	29	11	6	21	180
削減後	4	7	13	10	6	12	16	6	3	12	100

表2：過去2回の総選挙の結果といくつかの試算

	政党名	当選者数(人)	比例配分試算(人)	比例定数80削減の場合の試算(人)	連用制による試算(人)	比例定数80削減し連用制による試算(人)
2005年	自由民主党	296	184	267	221	219
	公明党	31	64	19	50	32
	民主党	113	149	88	131	93
	日本共産党	9	35	3	26	16
	社会民主党	7	27	3	19	10
	国民新党	4	9	2	6	4
	新党日本	1	12	0	7	6
	その他	19	0	18	20	20
	総定数	480	480	400	480	400
2009年	自由民主党	119	129	94	126	93
	公明党	21	55	10	49	34
	民主党	308	204	275	232	224
	日本共産党	9	34	4	29	18
	社会民主党	7	21	3	14	10
	みんなの党	5	21	4	16	9
	国民新党	3	9	3	5	4
	新党日本	1	4	1	1	1
	その他	7	3	6	8	6
総定数	480	480	400	480	400	

比例配分試算は、各ブロックごとの試算の合計ではなく、全国集計による比例配分であり、上協による。民主党案である比例定数80削減の場合の試算と公明党が提案している「連用制」による試算は朝日新聞2012年1月25日による。比例定数を80削減し「連用制」による試算は朝日新聞2012年2月2日による。

ト式で配分するものの、第二枠(三〇)は第一党と第二党を除く政党でブロック別にドント式で配分することを提案している(二〇一二年一月一日の各党協議会での意見。以下同じ)。

また、議員定数の大幅削減を認める公明党は、「将来的にめざすべきは、併用制か、新しい中選挙区制」としながらも、次の総選挙まで時間がな

い中で今やるべきは「連用制」であるという。「連用制」とは、現行の小選挙区比例代表並立制のうち、比例代表における議席配分の際に「小選挙区の当選者数プラス」から除して各政党の獲得議席数を算出する方法である。

さらに、議員定数八〇削減を容認する国民新党は「次の次の総選挙は中選挙区制」と主張しながら

らも「次の総選挙は連用制」と主張。新党改革は総定数を半減の二四〇にし中選挙区制を主張するが、比例代表制も否定せず「連用制、併用制」も考慮にいれるという立場。社会民主党は小選挙区比例代表「併用制」の立場であるが、小選挙区での「増五減」を受け入れる一方、比例代表の議員定数八〇削減には反対しながらも議員定数の一定の削減を受け入れた「連用制」を主張。

なお、たちあがれ日本は、総定数を八〇減の四〇〇にし「新しい中選挙区制」（基本は定数三〇選挙区によつては二〇四）で二名連記制も検討）を主張。みんなの党は小選挙区を廃止し、総定数を一八〇削減した三〇〇の比例代表制を主張。日本共産党は議員定数削減に反対するとともに、「比例代表を中心とした制度」への抜本改革を主張。

野党の中で賛成の多い「連用制」を導入した場合の「朝日新聞」試算（現行定数四八〇の場合と比例定数八〇削減した場合の二〇）を見ると、「連用制」は小選挙区による民意の歪曲を修正する機能を果たしていることがわかるが、私が行なった比例代表試算に比べると修正の程度は十分とは言いがたい（表2を参照）。したがって、議会制民主主義に最も適した選挙制度とは評し得ない。ただ、高度の政治判断をする場合には過渡的な改革案として検討の余地はあるだろう。

ところが、民主党内には「連用制」への批判が強

い。例えば、鳩山由紀夫元首相は、連用制の導入について「非常に危険なことで、二度と日本では単独政権ができなくなる」「政権を安定させる方がよい」と強調し、反対している（時事通信二〇二二年二月四日二時二十八分）。また、「僕は、民主党が潰れても、自民党なり他の政党が安定した政権をつくってくれるのであれば、心配はしない」という小沢一郎元代表（日刊ゲンダイ二〇二二年一月四日）は、連用制につき「政権の安定は損なわれる欠点がある」と指摘し、反対している（読売新聞二〇二二年二月十七日八時五分）。

3 議員定数削減Ⅱ「無駄を削る」・「政治家もみずから身を切る」の問題点

民主党は「無駄を削る」として議員定数削減を公約。野田首相も一月二四日の施政方針演説で「政治・行政改革と社会保障・税一体改革の包括的な推進」を掲げ「無駄の根絶」「政治家自身が身を切る」として「衆議院議員の定数を削減する法案を今国会に提出すべく民主党として準備している」と表明した。

しかし、議員を「無駄」と考え、議員定数削減を「政治家自身の身を切る」と考え表現すること自体、大問題である。というのは、国会議員は、

国民主権、国民代表、議会制民主主義のために存在する公人であるから、決して「無駄」ではないし、政治家本人のための地位ではないからだ。財界の利益を代弁する野田首相は「議員が主権者国民の代表者（言い換えれば国民の声）である」との自覚がないのだろうか。

また、比例定数がさらに削減されれば、民主党や自民党のような大政党・財界政党の議員が減るよりも、庶民の声を代弁する小政党・革新政党の議員が大幅に減ることになる。つまり、衆議院は財界政党で占められ、革新政党は衆議院からほぼ排除されるのであるから、野田首相や民主党にとつては「自党の身が削られる」というよりも「他党の身が削られる」とことになる。

そうなれば、民主・自民の二大財界政党は、これまで以上に新自由主義政策を容易に実行でき、憲法九条改悪の提案も可能になる。主権者国民の生活・人権を守り、アメリカへの戦争加担をこれまで以上に容易にさせないためにも、比例定数削減の策動は絶対に阻止しなければならない。



別件逮捕・違法収集証拠 覚せい剤使用事件無罪判決

福岡 吉武みゆき

二〇二二年一月五日に、福岡地方裁判所小倉支部において覚せい剤使用事件につき別件逮捕及び違法収集証拠排除による無罪判決があり、確定した。

一 事件の概要

二〇二二年一月一九日午前四時頃、暴力団関係者等が多く利用すると警察が認識していたラブホテル駐車場で、被告人がエンジンをかけたまま自動車をとめて景品交換に行つて戻つてくると、警察官が助手席の知人男性に職務質問中であつた。被告人も身分証明書を提示した。被告人は覚せい剤使用で仮釈放され、二〇二二年一月七日に執行が終了したばかりであつた。警察官は被告人に尿の任意提出を求め、腕を調べたが、注射痕は確認できないと言つた。

被告人が所持品検査で任意にバックから取り出して見せた物の中に刃物の長さ一・九センチのミニカッターがあつた。被告人は所持の理由につき「いろいろあるやろう」などと答え、所持品検査は終了した。被告人が車内搜索を拒否して令状を要求したところ、ミニカッターの再提示を求められて所持理由を確認され、午前四時三三分に正当な理由なく刃物を所持したとして軽犯罪法違反で現行犯逮捕された。

逮捕にともなう無令状での車内搜索が行われたが、発見されたのはせいぜいストローの束だけだつた。一連の逮捕経過は駐車場の防犯ビデオに写つていた。

午前五時一〇分頃警察署に引致された。覚せい剤の嫌疑は当直に引き継がれ、弁解録取後に尿の任意提出を拒否すると、腕の注射痕の撮影等強制採尿令状請求の準備が行われた。被告人は七時三十分頃から留置場に収容され、お昼の一二時頃まで寝てすごした。午前二〇時すぎ頃に強制採尿令状の請求が行われ、二時一〇分頃に発布された。

一三時五分頃からの生活安全課の取調べに対しても被告人は所持の理由を述べて容疑を否認していたが二三時五三分に釈放された。警察官の説得により引き続き生活安全課で任意の取調べがあり、身上調書一通と供述調書一通が作成された。

生活安全課は、薬物銃器係から強制採尿令状の請求や発付、軽犯罪法違反の取調べが終了してから令状を執行することをきいていた。

一六時三三分頃に軽犯罪法違反の取調べが終了

すると、薬物銃器係の警察官数名が被告人のもとに来て強制採尿令状を提示したので、一七時五分頃に尿を提出し、緊急逮捕された。

被告人は逮捕時より捜査の違法性を訴えており、起訴前に逮捕前後の経過を述べた裁判所宛の手紙を作成して弁護人に宅下げした。別件逮捕と違法収集証拠排除を理由とする不起訴意見書を提出したが、検察官は起訴した。第一回公判前整理手続終了後に裁定合議になった。

二 判決内容

1 軽犯罪法違反による現行犯逮捕の

違法性

(1) ア 刃物所持による軽犯罪法違反での現行犯逮捕の場合、所持に「正当な理由」がないことが逮捕者にとって明白であること(嫌疑の明白性)が要件である。

判決は、本件ミニカッターがコンビニでも市販され、被告人が述べるとおり日常生活上の様々な作業に用いられる携帯用の刃物であって、刃体の長さからして刃物としての危険性が限られていること、財布等の身の回りの物と一緒にショルダーバックの中に入れて持ち歩いていたこと、「いざ」というときにいろいろ役に立つ」という所持理由は日常生活上の様々な作業に便利であるという意味に

もとれること、被告人が自分から素直に提示していることを理由に、嫌疑の明白性を否定した。

イ 検察官は、凶器として十分危険である、犯罪性の高い人物であることを窺わせる事情がある、「いざ」というときに役に立つ」とはけんかを匂わせるものである、「もうよかろうもん」などと答えて具体的な用途を述べなかつたなどと主張したが、判決は、警察官はそのような事情を認識しながらミニカッターの任意提出を求めておらず、その点に合理的説明もないこと、逮捕理由になるとは思いもよらないのに同じことをしつこく繰り返して尋ねられて被告人が「もうよかろうもん」と投げやりに応答したのは無理からぬ事でもある旨述べて検察官の主張を排斥した。

(2) また判決は、罪質の微罪性、被告人がミニカッターを警察官の求めに応じて二度とも素直に提示しており投棄・隠匿等の言動をしていないこと、否認していたのに送致を受けた警察官はこれを覆すに足る捜査もしないまま弁解を調書等に記載して釈放したこと、検察官が逮捕の必要性としてあげたコンビニ強盗等に使用された可能性については捜査の形跡もない旨述べて逮捕の必要性を否定した。

2 別件逮捕

(1) 判決は、覚せい剤の嫌疑が高まりながら任意同行等を拒絶され、任意捜査の継続が著しく困

難になった後に本件逮捕が具体的に検討されたこと、現行犯逮捕の要件を欠くか、仮にこの点誤認があったとしても逮捕の必要性もなく本件逮捕が敢行されたこと、逮捕した警察官自身が、覚せい剤使用の嫌疑が高まったが、このままでは法的問題や捜査上の支障があったのでミニカッターの所持での逮捕を検討した旨の証言をしていることを総合考慮して別件逮捕であると認定した。

(2) 検察官は、弁解録取の警察官は覚せい剤の取調べをいっさい行っていない、生活安全課は覚せい剤捜査の状況を特段考慮せずに午前中に釈放方針を決めた、釈放後も引き続き軽犯罪法違反の取調べをしたと主張した。

しかし判決は、逮捕の必要性が認められないこと、覚せい剤捜査を並行して励行していること、留置場収容中に採尿令状を取得して生活安全課に伝え、署内で令状執行できるような係間で態勢をととのえたこと、釈放は令状発付後であり、軽犯罪法違反の取調べは捜査の区切りをつけるためにすぎず、仮に釈放後身柄を解放することになればその段階で令状執行をしていたはずであると述べて、検察官の主張を排斥した。

3 違法収集証拠排除

(1) 判決は、本件逮捕は別件逮捕であり令状主義の精神を没却する重大な違法があること、逮捕警察官の意図とその後捜査経過からみて、尿

の差押えは本件違法逮捕と同一目的のもとにその目的を実現したものであり、かつ違法逮捕の結果を利用したものであること、尿の鑑定書も違法な証拠と評価せざるを得ないこと、仮に本件のような違法逮捕を利用して得た鑑定書を証拠として許容すれば、覚せい剤使用の嫌疑を抱いた者に対し、強制採尿等を確実に実行する目的で別事件の嫌疑により犯罪の明白性がなくてもひとまず現行犯逮捕し、逮捕中に強制採尿令状を取得しさえすれば釈放したとしても尿を確実に差し

押さえるという目的は達成できることになり同様の別件逮捕を助長するおそれがある旨述べて、将来の違法捜査抑止の見地から本件鑑定書の証拠能力を否定した。

(2) 検察官は本件違法逮捕と尿の差押えとの関連性がないと主張したが、判決は、①逮捕前の証拠だけに基づいた令状「発付」の可能性はあるが、令状の「執行」については本件違法逮捕と密接な関連があり、任意取調中に退去すれば係間の連携により即座に令状執行していたはずである

こと、②令状請求書類に現行犯逮捕手続書が含まれていても、令状審査に内在する限界から本件逮捕に司法審査がおよんでいるとはいえないこと、③被告人が家族と同居しており本件逮捕がなくても令状執行の可能性があるというような理由で証拠能力を肯定すると、本件のような違法逮捕を抑制できず相当ではない旨述べて検察官の主張を排斥した。

タンザニア母子に対する退去強制令書発付処分等が取り消された事例



福岡 松井 仁

一 はじめに

二〇二二年二月三日、福岡地方裁判所第三民事部は、オーバーステイのタンザニア国籍の女性

(五五歳)とその娘(二歳)に対する退去強制令書発付処分等を取り消す判決を言い渡しました。この事件について私が入管出頭時から関与しておりましたので、報告させていただきます。

二 事案の概要

女性は、二〇〇五年九月に、当時五歳だった娘を連れて、短期滞在の資格で日本に入国しまし

た。女性は大学に入学しようとしたが、うまくいかず、そのままオーバーステイし、アルバイトをしながら娘と暮らしていました。二〇〇七年五月ころに、日本人男性(当時五六歳)と知り合い、交際したあと、二〇〇八年一〇月に婚姻届を提出しました。それで、日本へ合法的に滞在できる在留資格をとりたいたというのが母子及び日本人夫の願いでした。

三 入管への出頭

私のところに相談に来たのは、結婚の一カ月後の一月でした。当時はまだ同居も実現できていなかったことから、早く同居をして必要書類をそろえてまた来るように指示していたところ、翌二〇〇九年の六月に夫と二人でやってきて、同居できないと訴えてきました。その理由を尋ねると、夫は介護が必要な高齢の母親と同居しているが、その母親が大の外国人嫌いで、黒人の母子とは絶対一緒に住まないと断っている、また、娘がようやく今の小学校に慣れてきたところで、また夫の実家に引越すことになれば転校となり、また虐められてしまう、とのことでした。私は、二人の結婚は真摯なものであり、同居ができないやむを得ない理由もあるので、在留特別許可が認められるであろうと考え、同年七月、福岡入管へ母

子を出頭させ、退去強制手続きを開始しました。

四 法務大臣の裁決と訴訟提起

母子は仮放免を認められ、在宅で調査が行われ、違反審査、口頭審理、異議申立と、約一年かけて手続きが進みましたが、私の予想に反して、二〇一〇年七月に、母子の法務大臣への異議申立は理由なし(在留特別許可を認めない)という裁決がなされ、退去強制令書も発付されてしまいました。

私は、自分が出頭を勧めているながら、このまま母子が強制送還になるのを放っておくわけにはいかないし、何よりも娘が「今の学校の友達と別れたくない。タンザニアには帰りたくない」と訴える姿にうたれ、日弁連の外国人代理援助制度を利用して、提訴に踏み切りました。なお、訴訟では、福岡の小牧奈穂子弁護士も手伝ってくれることになりました。

五 訴訟での主張立証

(1) 当方の主張の骨子は、①夫婦は真摯な婚姻関係により結ばれているのであり、二人を引き離すことは自由権規約二三条一項の家族の権利の侵害である、②娘は五歳で日本に来てから約五年

にわたって日本の幼稚園や小学校に通って定着しており、言葉もわからないタンザニアに強制送還することは子どもの権利条約三条一項の「子どもの最善の利益」に反するものでした。

(2) これに対して、被告国からは、在留特別許可の判断においては法務大臣に広範な裁量権があることを前提に、前記①について、原告の婚姻は在留資格を得ることを目的とした便宜的なものである、また、夫と同居しておらず夫婦としての実態はない、②について、娘の在留は親の不法在留に付随するものであり保護に値しない、また、娘はまだ一〇歳で可塑性があるから、タンザニアに帰国しても適応可能である、さらに③原告は過去に三回、別名により日本に入国して、オーバーステイで強制送還となっており、在留状況は悪質である、との反論が出ました。

(3) それで、当方は、法務大臣の裁量権にも一定の制約(たとえば法務省の公表している在留特別許可に関するガイドライン)があることを前提に、①については、夫婦が知り合った経緯や、その後の交際の状況、同居が実現しない事情、別居中でもお互いに頻繁に行き来し連絡をとりあっていること、夫は少ない収入から原告母子の生活費を負担していること等を、原告母および夫の尋問により詳しく主張立証しました。また、②については、原告娘の本人尋問を請求して、日本に残り

たいという気持ちや子どもの純粋な言葉で裁判官に直接伝えました。③については当方にとつて相当に不利な事情だったのですが、過去のオーバーステイが、過失または病氣治療のためにやむを得なかったこと、また、いずれも自ら出頭して帰国しており、在留特別許可を否定する事情として重視すべきではないと反論しました。

(4) さらに、裁判中、原告家族の状況に大きな変化がありました。夫が介護していた高齢の母親の症状が悪化し、施設に入所することになったのです。そのため、同居の最大の障害がなくなり、娘に対しても転校を説得して、ついに、二〇一一年四月から夫の実家で家族三人が同居することができました。それで、私も自宅訪問をし、家族が仲良く暮らしている様子を写真にとつて証拠として提出するなどしました。

六 判決

判決は、まず、法務大臣の裁量権について「その判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により全く事実の起訴を欠く場合や、事実に対する評価が明白に合理性を欠くことなどにより、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかである場合には、裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものとして違法となる」とい

う最高裁の基準を採り、さらに、前記在留許可ガイドラインは、法務大臣の判断に対する司法審査においても「検討の要点」となりうると述べました。

そして、①の婚姻関係の真摯性については、裁決時点で婚姻後一年九カ月が経過しており、その間相互に協力・扶助していたことが認められ、仮装の結婚ではないとし、別居についても、夫の母親の偏見が原因であり、裁決後の事情ではあるが、夫婦は同居を開始しているから、裁決時にも夫婦の実体はあったと推認できるとしました。②の子どもの福祉については、不法残留について幼い娘には責任がないこと、日本で初等教育を受け、日本語を習得し、人間関係を形成し、完全に日本社会に溶け込んだ生活を送っていること、タンザニアの言葉を理解することは困難であり、強制送還は過酷であるとしました。③については、最後の強制送還から今回の入国まですでに七年、裁決時まで二二年経過していることや、名前を変えたのも、今回の入国の三年前（洗礼によるもの）であつてことさらに日本への入国のためとはいえないとして、消極事情としては重視すべきものではないと判断しました。

さらに、原告母子が弁護士に相談して入国管理局に自ら出頭したことや、不法滞在以外に違法行為を行っていないこと等を積極事情として認定し

て、「事実関係を正しく認定し、合理的な評価をしていけば、法務大臣は原告母子に在留特別許可を与えるべきであつた」と判示しました。

七 控訴審へ

本件判決を受け、私は、福岡法務局の訟務部と福岡入国管理局長に対して、本件を長引かせることは、原告ら家族を再び不安定な地位において苦しめるだけである、控訴審継続中に、原告母子はますます日本に定着するのであり、再審情願でも在留特別許可が認められるようになるのだから、控訴は無意味である申し入れをしましたが、結局控訴されてしまいました。

原告ら家族の喜びは落胆に変わり、被告国の仕打ちに私も憤っています。今は、控訴審の裁判所が、原審裁判所と同じく、家族への温かなまなざしに溢れた人道的な判断をしていただくことを祈るばかりです。



業務上過失致死事件で無罪判決

北陸 田中 和樹

二〇一二年二月二日、金沢地方裁判所は、業務上過失致死罪で起訴され、一貫して犯人性を争っていた被告人(Hさん)に対して無罪判決を言い渡したので報告する。

一 事案の概要

Hさんは、二〇〇七年六月一〇日午前〇時五十分ころ、車で道路を時速約三〇ないし四〇キロメートルで進行するに際し、前方左右を注視し進路の安全を十分に確認しながら進行すべき注意義務を怠り、漫然進化した過失により、進路上に横臥していた被害者を前方約八・二メートル地点でようやく人と認め、右転把するも間に合わず、同人の頭部を自車左前輪で轢過し広汎性脳損傷等の傷害を負わせ死亡させた、との事実で起訴された。

二 Hさんが被疑者とされた経緯

Hさんは、路上に寝ている人を避けて現場を通過し(目撃者がいた)、その足で近くの交番に路上に人が寝ている旨を届け出た後、現場に戻った。その際、警察官による車両見分に応じたが、車体から事故痕跡は発見されなかった。Hさんは、後に警察署で参考人聴取を受けたが、その際、警察官がHさんの承諾なく車を見分して左サイドドア下部に組織片を発見し、後に、この組織片と被害者の血液のDNA型が一致したとして、Hさんは被疑者として捜査を受けることとなった。

三 争点及び検察官の主張

Hさんは、寝ている人は避けて通過したとして、捜査段階から一貫して犯人性を争った。これに対し検察官は、①Hさんの車の左サイドドア下部に被害者のDNA型と一致する組織片が付着していたこと、②被害者の頭部に配列されている皮膚変色部の間隔とHさんの車の左前輪タイヤエッジ部の溝部の間隔がほぼ一致すること、③Hさんの車が現場を通過する前後に被害者の姿勢が変化したこと等から、Hさんが犯人であると主張した。

四 弁護側の主張

本件は期日間整理手続期日に付され、同手続は約三年間にわたり二三回行われた。この間、弁護側は、検察官から相当数の証拠開示を受けてその内容を吟味するとともに、Hさんの車を使った実験、現地調査、法医学や交通工学等の専門家からの意見聴取や文献の収集等を重ね、その結果、検察官の主張に対し次のとおり主張した。

①について、先行犯人車両が被害者を轢過した際に路上に落下した組織片をHさんの車が現場通過時に巻き上げて車体に付着した可能性、Hさん

の車に付着していた組織片は、Hさんの車を無承認見分した警察官が意図的に付着した疑い、DN

A型鑑定の問題(鑑定資料の汚染、鑑定手法の誤り、エレクトロフエグラムの誤読等)を主張した。また、②について、被害者の頭部の皮膚変色部とHさんのタイヤ溝部の照合鑑定が信用できないこと、Hさんのタイヤと同メーカーのタイヤが相当数出回っていることやタイヤパターンが類似する他メーカーのタイヤが相当数存在することから、ほぼ一致との照合結果はHさんの犯人性を推認させないこと等を主張した。③については、被害者の姿勢変化に関するHさんの捜査段階の供述は視認条件や動体視力の問題から信用できないこと、被害者の姿勢変化は轢過後に生存していた被害者の生理的反応によること等を主張した。

その他、Hさんが犯人ではないことの行動証拠として、現場通過後に交番に行ったことや、警察署での参考人聴取時に車を洗わず乗って行ったことを主張した。また、状況証拠から被告人を有罪とするには、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない(あるいは少なくとも説明が極めて困難である)事実関係が含まれていることを要する旨を判示した最判平成二二年四月二七日(判時二〇八〇号二三五頁)を引用し、Hさんを有罪とするには合理的疑いがあるとの主張も行った。

五 証拠調べ

証拠調べは、書証の取調べのほか、一四名の証人尋問と被告人質問が五期日で集中的に行われ、弁護側の実験報告書や調査結果報告書、文献等の請求証拠はほとんど取り調べられた。

なお、検察側は当初、組織片の巻き上げ付着の可能性を否定する内容の肉片を使った轢過実験報告書を取調請求していたが、この実験は実験条件がずさんであったため、弁護側がこれを弾劾すべくHさんの車を使って実験をしたところ、巻き上げ付着が起きることが判明した。これを受けて、検察側は、弁護側の実験結果を弾劾すべく弁護側と同条件で再度実験を行った結果、巻き上げ付着が起きるとの結果が出たため、当初取調請求していた轢過実験報告書を撤回し、再実験の結果報告書を証拠提出せざるを得なくなった。

六 判決

判決は、①の間接事実について、Hさんの車が被害者を轢過したとすれば、被害者の頭部損傷状況からして、ほかにも被害者由来の血液や組織片が付くのが自然だが付着物は一点であるし、組織片の巻き上げ付着の可能性はあり得べき仮説として合理性を有するとして、推認力に限界があるとした。また、②の間接事実も、照合鑑定は基本

的に信用できるが、そのことから直ちにHさんの車のタイヤが被害者の頭部を轢過したと認めることはできないうえ、Hさんの同型のタイヤが相当数出回っていることを考慮すると、推認力はある程度にとどまるとした。さらに、③の間接事実も、弁護側の主張を認めて推認力を否定した。

そして、現場通過後のHさんの行動も考慮して、Hさんが被害者を轢過したとの事実を認めるには合理的疑いが残るとした。検察官は控訴せず、判決は確定した。

七 えん罪防止のために

判決の言い渡しまでに起訴から約四年を要し、検討課題の多さから弁護団は最終的に七名まで拡大したが、それでも実験や調査、公判準備に相当の労力を要する事件であった。

本件は、検察官が、ずさんな実験に依拠して事実関係の把握が不十分なままにHさんを起訴して無用な負担を与え、被害者遺族にも真犯人が見つからない状況が続くという心痛を与えた事件であり、検察官が不起訴処分をしていたならばという思いがある。犯罪者に仕立て上げられた方の負担や、犯罪被害者の落胆を回避するため、弁護人としては、捜査段階から検察官の不十分な事件の見立てを正し、不当な起訴を抑制する捜査弁護の重要性をも認識させられる事件であった。

法律家四団体事務所説明会を開催

神奈川 小野 通子

動を続けています。これからも会員の皆様のご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

〈参加した修習生の感想〉

○私は東京修習ですので、地方の事務所から参加されている先生にも会うことができただのがとてもよかったです。先生方の話を聞き、自分のめざす弁護士としてのあらためて考えさせられました。

（東京修習 Aさん）

○人権活動や社会問題に真剣に取り組む事務所がたくさんあることが、嬉しい驚きでした。複数の事務所にお伺いできるよう工夫され、短時間で効率的に多くの先生とお話することができました。懇親会では、より踏み込んだお話をすることもでき、同期の友達も増えました。

（東京修習 Bさん）

○法律事務所の雰囲気は、実際にその事務所の先生にお会いしてみないとなかなかわかりません。しかし修習期間中は忙しいため、そう多くの先生にお会いできるものではありません。一度に多くの事務所の先生にお会いしてお話を伺える機会は大変貴重であると感じました。また、懇親会では様々な出会いがありました。素晴らしい会をありがとうございました。

（大分修習 Cさん）

○人権・平和・民主主義と、同じ問題意識を持った全国の修習生の仲間と会えて嬉しかったです。

二〇一二年二月一〇日、四ツ谷の主婦会館ブラザエフにおいて、六五期修習生を対象とした法律家四団体事務所説明会（以下、「四団体事務所説明会」といいます）が開催されました。四団体事務所説明会は、多くの修習生を、人権課題に旺盛に取り組む事務所結びつける重要な機会となっております。今年も、修習生六一名、二八事務所（弁護士四八名）の参加がありました。参加地域

も東京・神奈川・千葉のほか、群馬、静岡県や茨城県、高知県と多彩で、大変にぎやかな会となりました。

四団体事務所説明会では、まず自由法曹団東日本大震災対策本部事務局長でもある久保木亮介会員より、震災・原発問題の現状についての講演がなされ、その後、各事務所がブースを作った説明会となりました。限られた時間ながら、修習生から各事務所に対し、弁護士事件の意義や労働

働事件の困難さなどについての質問が活発になされました。四団体事務所説明会の後は、懇親会が行われ、弁護士・修習生あわせて一〇〇名ほどが参加し、楽しく交流を深めることができました。

新司法試験制度となつてから、司法試験合格者は毎年二〇〇〇名を超えるようになっていきます。法律家全体の中の青法協会員の占める割合を縮小させないためには、これまで以上にわれわれの活動の内容を周知させ、会員を拡充する活動が必要となっています。一方で、人権活動に興味があり、学生・受験生のときから人権活動に参加してきた修習生にとっては、司法試験合格者の急激な増加により、希望の地域で人権課題に旺盛に取り組む事務所所属することが容易ではなくなつてきている現状があります。青法協修習生委員会では、そのような修習生を一人も逃すことなく、未来のわれわれの仲間を迎え入れるために、日々活

何よりも、たくさん話して、たくさん飲んで、楽

しかったーそれに尽きます!!(大阪修習 Dさん)

○四団体説明会は、就職活動という枠を超えて、今後ともに訴訟や運動を作っていく先生方に出会える貴重な機会と考えていました。当日の学習会では、メディアでは知ることのできなかつた被災者の現実を知り、改めて震災・原発問題の深刻さを認識するとともに、弁護士として取り組むべき課題の多さを痛感しました。四団体説明会・学習会・懇親会などを通して、今後、あらゆる人権課題に、「微力ながらも先生方と一緒に取り組みたい!」と気持ちを新たに、充実した時間を過ごすことができました。(横浜修習 Eさん)

○私は、関西出身ですので東京の事務所についてもほとんど知らず、非常によい経験ができました。先生方が、こちらが緊張しないように気を遣って下さったおかげで、質問も気兼ねなくでき、充実した説明会となりました。懇親会でも、多くの先生方とお話することができ、また弁護士業に関する熱いお話を聞くことができました。これをきっかけにみずから活躍できるステージを見つけられればと思います。ありがとうございました。(松山修習 Fさん)

六五期向け東京以外の事務所説明会へご参加下さい

東京以外の事務所を対象とした六五期修習生向け事務所説明会を行います。是非ご参加下さい。

○日時 五月二十六日(土) 二時半 開場 三時 事務所説明会開始 六時 懇親会

○場所 主婦会館プラザエフ四階「シャトレ」懇親会は三階「コスモス」

JR・地下鉄四ツ谷駅 麹町口(徒歩一分)

○参加費用 説明会の参加費用として一事務所二万円を頂戴します。懇親会は別途費用お一人

五〇〇〇円を頂戴します。

○申込み受付 メールまたはFAXで一言参加する旨伝えて下さい。

【連絡先】今泉義竜(東京法律事務所)

電話 〇三―三三五五―〇六一 FAX 〇三―三三五七―五七四二

メール imazumi@tokyolaw.gr.jp

六五期修習生部会の設立と活動報告

六五期司法修習生

1

六五期修習生部会より部会の設立と活動報告をさせていただきます。今の司法修習

は、前期修習もなく、なかなか修習生同士のつながりができにくいのですが、ビギナーズ・ネット

の運動や青法協弁学合同部会が主催した合格祝賀会で知り合いになるなど、徐々にその輪を広げ、二〇一二年二月二日、設立総会を開き、規約の承認や活動方針についての議論、役職の決定を行いました。設立後も次々入会者がでており、会員はこれからもまだまだ拡大していく予定です！

② 修習生部会の行っている活動としては、現在のところ、七月集会の企画・運営がメインとなっておりますので(別掲)、それ以外の活動について報告いたします。

正式な部会の活動ではないのですが、修習前に東京・神奈川を中心に事務所訪問をし、所員の先生に各種の勉強会をしていただきました。この活動は、修習後も行う予定です。全国の修習生会員が各地域でそれぞれ企画して開催する予定です。引き続き、先生方には是非ご協力をお願いいたします。

現在、月に一回行う原発連続勉強会や浜岡原発の実施見学を含む静岡での勉強会、B型肝炎訴訟についての勉強会などが計画されており、今後も意欲的に企画していきたいと考えております。

③ 今後の目標は、まずは七月集会の成功ですが、同時に部会員の拡大(特に七月集実行委員を部会員とすべく虎視眈々と狙っています)、学習会や各地の施設見学など、さまざまな分野について学ぶと同時に、部会員全員で思い出に残る修習生活を送ることができればと思っております！

今後色々ご迷惑をおかけすると思うのですが、六五期修習生部会をどうぞよろしくお願いいたします。

七月集会実行委員会の活動報告

六五期司法修習生

1 人権問題を学ぶ場を

自分たちでつくっていききたい

私たち六五期司法修習生も、先輩方に続き、七

月集会実行委員会を立ち上げました。新司法試験の合格発表から約一カ月経った二〇一二年一〇月一六日、過去の七月集会に参加したことのある合格者、参加したことはないけれど話を聞いて興味を持った合格者が中心となり、「私たちも、やろ

うー」と、実行委員会を立ち上げることになりました。

いずれの実行委員会参加者も、修習だけでは学べない人権問題・社会問題を学ぶ場を、自分たちでつくってきたいと考えての立ち上げです。

2 実行委員会の様子

実行委員会には、北は札幌から南は那覇まで、多くの修習生が参加しています。現在、月に一回、実行委員が直接集まって会議が開かれています。

会議では、どのような事項であっても、各実行委員が「自分たちが企画する集会を、どのようなものにしたのか」と考え、白熱した議論を展開

しています。ときには意見が対立することもあります。ですが、できるかぎり時間を尽くして議論したうえで結論を出すように努めており、このように修習生同士がさまざまな問題について自由に意見をたたかわせる場であること自体が重要なことだと感じています(議論を軽視する独裁政治家が問題となっている現在だからこそ)。

また実行委員会会議は、同じ問題関心を有する全国の修習生が一つの場に来ることのできる場でもあり、会議、会議後の懇親会(毎回やっています!!)を通して、実行委員に強いつながりができています。前期修習のない現在において、このような全国規模の強いつながりができる場合は貴重です。

気になるのは、貸与制に移行したことにより、修習生のフットワークが重くなるのではないかと、という点です。今後、実行委員各々の勉強会、フィールドワークなどにも影響しかねない点で憂慮しています。貸与制については、法曹養成制度に受益者負担論を持ち込み、法曹資格を私的なものとするものであるため、私的利益を追及せざるをえない弁護士が増えかねないことが考えられます。そのような情勢においては、修習生が人権問題・社会問題につき真剣に考えることのできる七月集会が、ますます重要なものとなっていると考えています。

3 全体会は「原発訴訟」、 八つの分科会

六五期の七月集会は、七月二十五日(日)・二十六日(祝)に、京都にて開かれることとなりました。

実行委員会会議では、各実行委員が自分の興味のある問題についてプレゼンテーションをし、皆で議論したうえで、投票により企画を決定しました。

集会参加者全員が参加する全体会は、「原発訴訟」を企画とすることになりました。フクシマの事故により、実行委員会のなかでは、原発問題について強い関心があります。また、それは他の多くの修習生も同じだと思います。原発問題は、周辺住民や労働者の人権問題だけでなく、潜在的核兵器保有という点で平和問題、情報開示などの点で民主主義の問題にも深くつながるものです。そういった問題を背景に、原発訴訟に関わってきた住民や弁護士のお話を聞かせてもらうことは、これから法曹になる私たちが、フクシマ以降の原発問題にどのようにかかわっていくのかを考えることのできる良い機会になると考えています。

そのほか分科会として、①貧困問題、②アスペクト国賠訴訟、③ホームレス襲撃事件から学ぶ少年事件の背景、④日の丸・君が代訴訟と大阪教育

基本条例、⑤茶のしずく石鹸問題、⑥原発労働、⑦セクシュアル・マイノリティの権利を考える、⑧犯罪者の出所後支援、以上の八つを分科会とすることになりました。

4 意気込みとお願い

私たちは、この七月集会を今までの先輩方がつくってきたものに負けない集会、いや、それ以上の集会にしようと盛り上がっております!そのためにも、大変厚かましいことではありますが、先輩弁護士の先生方に対して、カンパのお願いにあらることになると思われます。その際は、ご支援、また企画・運営に対するご指導のほどよろしくお願いたします。

*連絡先 Tshu65@gmail.com

*カンパ先 みずほ銀行虎ノ門支店

受取人口座:科目 普通

口座番号 4158790

受取人名:65キ7ガツシユウカイジツココウ

インカイ

大阪府三条例案に対する抗議の決議を採択

原発問題、給費制維持・復活等について議論

二〇一一年度第四回拡大常任委員会が三月一日・三日、岡山市・岡山弁護士会館で開催された。参加者は三支部五九名。会議では、憲法課題、司法改革問題、修習生・法科大学院生・学生支援について活発な議論が展開され、最後に「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三条例案の撤回、廃案を求める決議(別掲)を採択し終了した。

一 司法改革問題

1 最高裁逆転無罪判決について

まず、二〇一二年二月二三日付覚せい剤取締法違反事件最高裁判決(以下、「本件最高裁判決」という)について、本部司法改革問題対策委員会の米倉勉会員(東京)より、報告があった。

本件最高裁判決を分析すると、第一審における裁判員の判断を維持しようとの政策的意図がみられる。ただし、本件最高裁判決は、控訴審の判

断を正面から批判せず、控訴審が事後審としての性格を有することを理由にそこから結論を導きだしている。そこで、裁判員の判断を本当の意味で尊重しているとはいえない。本件最高裁判決における判断は無罪推定の原則から導かれる当然の結論であり、控訴審の性格から導くのは疑問である。あくまで無罪推定の原則に立ち返って判断すべきである。

2 最高裁や法務省検討会の議論状況について

次に、同対策委員会の町田伸一会員(東京)か

ら各組織において裁判員制度についてどういった議論がなされているのかについて次のとおり報告があった。

裁判員裁判に関する法律附則九条によると、政府はこの法律の施行後三年を経過した場合に検討を加え所用の措置を講じるものとすると言われていた。そこで、「裁判員制度に関する検討会」という組織が設置されている。

同検討会においては、二〇一二年二月二三日までの間に八回会議が行われているが、同会議では、今後の議論の進め方、論点整理を行っている段階である。会議においては全国犯罪被害者の会(あすの会)や少年犯罪被害当事者の会など被害者団体から様々な意見が提出されている。しかし、裁判員制度においては、裁判員が被害者の意見に流されてしまう危険があるため、被害者参加を安易

に認めるべきではない。同検討会の審議内容について引き続き注視していく必要がある。

3 裁判員経験者による提言、単位会の状況

同対策委員会委員長の立松彰会員(千葉)から「裁判員経験者からの提言」(週刊法律新聞一九二七号)、「裁判員制度が司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるようにするための提言」(二〇一一年二月二日付京都弁護士会の提言)、「裁判員制度見直しを求める意見書」(二〇一一年二月二八日付大分弁護士会の意見書)の紹介があり、裁判員経験者が感じていること、各単位の動向などについて報告があった。

裁判員裁判について、則武透会員(岡山)から次のような提言がなされた。死刑求刑事案は残忍かつ不可解な事件が多く裁判員に理解し難い事件が多い。そこで、なぜそんな残忍なことを行ったのか、刑務所のプログラムに従った場合に更生の余地があるのかなど、責任能力や更生可能性に關し専門家による鑑定及び証言を積極的に行い裁判員に理解できるようにすべきである。

4 福井女子中学生殺人事件の再審開始について

吉川健司会員(北陸)からパワーポイントを用いて事件について次のとおり報告があった。事件の概要、被告人が逮捕されるまでに至る状

況、検察官の立証構造、弁護人らの主張等について説明がなされた。特に、パワーポイントにより証人の供述の変遷経過が図を用いて示され理解しやすかった。同事件は、二〇一一年二月三〇日、名古屋高裁金沢支部にて再審開始が決定され、現在、名古屋高裁刑事第一部に係属している。北村栄会員(あいち)から本件事件についてあいちでも勉強会を開催した。ぜひ各地でも勉強会を開催してほしいとの発言があった。

1 憲法課題

1 大阪三条例案(大阪府教育行政基本条例案)と府立学校条例案と職員基本

条例案)と思想調査について
遠地靖志会員(大阪)から、大阪の状況について、次のとおり報告があった。

まず、橋下徹市長及び大阪維新の会のこれまでの動向を紹介し、三つの条例の分析が行われた。三つの条例が何のために制定されたかという点、都市間競争を勝ち抜くための仕組みづくりであると考えられる。教育条例案はそのための人材づくり、職員条例案はそのための役所づくりのために制定された。橋下市長はたしかに人気があり、何かやってくれそうだが、実行力がありそうだと民衆の期待を集めている。公務員、教職員に対する

世間の批判を自分自身の支持につなげていく力に長けている。

大阪では、青法協会会員もこの問題に積極的に取り組んでいる。実態調査を行ったり、条例に反対する署名を各団体と協力して集めている。

2 大阪市のアンケート調査の廃止等々を求める決議案について

本部憲法委員会委員長の大山勇一会員(東京)から「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三条例案の撤回、廃案を求める決議(案)」の説明と提案がなされ、意見交換が行われた。

呉裕麻会員(岡山)、加藤寛之会員(千葉)、原和良会員(東京)から決議案に追加して明示すべき事柄について意見が出され、その後、新六四期の倉知孝匡会員(あいち)から、公教育について皆どう考えているのか教えてほしい旨の質問がなされた。この質問に対して、鳥海準会員(東京)からは、公教育とは大人になって社会に出た際に当たり前の社会活動ができるようにすることと考えたとの見解が示された。加藤寛之会員(千葉)は、公教育では価値中立で社会生活に必要なものを身につければよく、教師が行うべきであることは、競争で敗れた生徒に対する癒しを与えることであり、この条例にはその点にふれた部分がまったくないのが問題であるとの指摘がなされた。

また、新六四期の矢崎暁子会員(あいち)から

は、教育現場にある教師が子どもに合わせて個性を伸ばしていける状況づくりが望ましいとの意見が示され、新人弁護士からベテランまで様々な意見交換が活発に行われた。

3 秘密保全法・比例定数削減問題・

沖縄問題などについて

議論が活発になされ、終了予定時間が迫っていたこともあり、秘密保全法については同委員会事務局長の平松真二郎会員（東京）、比例定数削減問題については大山会員から報告され、沖縄・スーダン・シリア問題についてはポイントを絞って順次行われた。

4 貧困・生活保護

戸館圭之会員（東京）から、自身が取り組んできた新宿七夕訴訟を紹介され、今こそ憲法二五条を規範として使わなければならないとの激励がなされた。現在の行政の生活保護の運用は明らかに法律違反の場合があり、積極的に裁判を起す必要があるとの指摘がなされた。

一日目の最後に、岡山支部特別企画として、「東備消防裁判報告」をテーマに、近藤幸夫会員より報告を受けた（次号で講演要旨を掲載予定）。

三 震災PT

会議二日目は、震災プロジェクトチーム（以下、

震災PTという）では、東日本大震災から派生した、「日本史上最大最悪の問題」と呼ばれる原発問題及び震災被害者に対する救援・復興の取り組みについての報告が行われた。

1 原発の差止訴訟について

まず、原発の差止訴訟について、北村栄会員（あいち）より報告があった。同会員によると、全国で差止訴訟を行っている脱原発弁護団には現在、二二〇名程度の弁護士が所属しているとのことであった。

北村会員自身は、静岡の浜岡原発の差止訴訟に参加している。現在、浜岡原発は運転を停止しているものの、中部電力は現在建設中の防潮堤が一〇月に完成すれば、一二月に再稼働したいと言っている。

浜岡原発については、二件の差止訴訟が係属しており、先に提訴された訴訟（旧訴）は現在高裁に係属中である。高裁の裁判官からは、原発から比較的近距离に居住する住民のみを原告とすることはできないかとの連絡もあり、差止めのみ処分が出る可能性もあるのではないかと、いずれにせよ、高裁の裁判所には比較的意気込みを感じられる。

脱原発弁護団には、いわゆる公害問題の大御所と呼ばれる弁護士が多く参加している。このような弁護士らの含著ある言葉を聞けるだけでも、同弁護団に入る価値はある。この訴訟に勝つために

は、運動を盛り上げることが必要不可欠である。ぜひとも、若手弁護士に参加いただきたいと訴えた。

2 脱原発の動き

続いて、北陸を代表して吉川健司会員（北陸）より報告が行われた。

福井には原発が全部で一四基存在するが、現在はすべてが稼働停止状態にある。もともと、関西電力は現在、大飯原発三、四号機の再稼働を要請している。ストレステストの結果で保安院も安全性を認めたというのが理由である。関西電力によると、二〇〇億円の投資を行い、ストレステストに耐えられるようになった。

現在、福井県知事が再稼働に同意するか否かが注目されている。福井県知事は、今のところ再稼働に同意していない。福井県知事は、「現在の安全審査指針が安全性を確保するものでないことが明らかであるから再稼働に同意する訳にはいかない」としている。もともと、同知事は、「指針の改定には何年もかかり、これを持つ訳にもいかない。そこで、国の方で暫定的な安全審査基準を示して、電力会社がこれに対応すれば同意する」となど話しており、これからも注意が必要である。

3 原発の損害賠償請求について

まず、平松真二郎会員（東京）より報告が行われた。弁護団は東電との交渉に向けて準備中であ

るものの、損害額の算定が困難であるとのことであつた。

これについて、鳥海準会員（東京）より補足説明があつた。損害額算定の問題とは、特に①二〇キロ圏内（警戒区域内）と圏外で被害は同じなのか、違うのか、②二〇キロ圏（警戒区域）外に留まる人とそこから避難する人の損害は同じなのか、という問題であり、鳥海会員としては、今回の事故によって地域コミュニティが破壊されたという意味では同じではないかとの意見であつた。

そして、平松会員からも、弁護士でも議論があるが、切り下げられた基準で解決するわけにはいかないというのは共通の思いであるとの発言があり、吉田悌一郎会員（東京）からも、被害者の分断を許してはいけないとの発言があつた。

四 修習生・法科大学院生・学生支援について

1 司法修習生の給費制復活・維持の取り組み

まず、本部修習生委員会から、ビギナーズネットの給費制復活に向けた奮迅ぶりが述べられた。同委員会によると、先日、テレビ番組「朝ズバッ!」にて給費制問題が取り上げられ、二月二日に行われたシンポジウムが成功した。今後は、三

月一五日の昼に院内集会を行う予定であることが報告された。

船尾遼会員（東京）から、これについて補足説明があつた。貸与制に移行してしまつたが、公明党より修正案が出るとの話もあり、この問題については、会期不継続の原則にもかかわらず、継続審議が行われるとのことであつた。

今後の運動については、三月一五日の院内集会に合わせて、新六四期（喜びの声）と新六五期（悲痛な叫び）のアンケート結果を簡単な冊子にする予定である。

この問題については、民主党は前原誠司政調会長に一任していることが発覚し、給費制について親和的な議員を動かすためには、世論（＝マスコミ）を動かすことが必要であると報告された。

また、ビギナーズネットの新たな代表となつた宮本亜紀会員（大阪）より決意表明があり、新六四期は活動に意欲的だが、まだ運動全体が盛り上がり上がっていないことが問題であるとの発言があつた。この点、倉知孝匡会員（あいち）より前原政調会長の考えを理解し、説得を重ねることが重要ではないかと指摘がなされた。

2 修習生・法科大学院生支援について

新六五期修習生部会は会員も多く、七月集会実行委員会にも多数所属しており、新六五期の元気な様子は、「青年法律家」(別掲)に掲載される

ので、ご期待されたい。

修習生からは、修習生部会の勉強活動及び七月集会の準備状況と各地への協力要請が行われた。

五 第四三回定時総会（七月沖繩）開催のための議決

二〇二年度の弁学会合同部会第四四回定時総会を沖繩で開催すること、本常任委員会では総会議案の骨子の提案について了承された。

最後に、決議の採択が行われた。前日に引き続き、「大阪市のアンケート調査の廃棄と大阪府三条例案の撤回、廃案を求める決議(案)」について活発な議論がなされ、最終的にこれまでの議論を踏まえ、執行部に一任することとなつた。

(文責・寺本憲治・今西雄介)



常任委員会でのあいさつ

青年法律家協会議長 近藤 真
 (岐阜大学教授・憲法)

① 今から三〇年ほど前でしたでしょうか。私の記憶では、森英樹名大教授が講演の中でおっしゃっていました。「現在(当時)は、『コメ、国鉄、健保』が『3K』と呼ばれて攻撃の対象とされているが、今後、『三つの自治』が政府支配層から攻撃を受ける可能性が高い。それは、『弁護士自治、大学自治、そして地方自治』である。それが憲法の九条と平和主義を守る制度的保障となっているからだ」(当時、九条改憲を引つ提げて中曽根内閣が登場し、「3K」と呼ばれた「コメ、国鉄、健保」の運命は、その後の歴代政権も加わって、コメの食糧管理制度は解体され、国鉄は解体民営化され、健保は窓口三割負担と社会保険庁解体へと導かれて行きました。)その後の展開を見ると、「三つの自治」についても、まったく森教授のご指摘の通りになりました。

② 弁護士自治は、司法制度改革によって、安い弁護士料にしろという財界の要望通り、大量に弁護士が創出され、「憲法より飯だ」となりかねない過当競争状態へと追い込まれ、さらに修

れたように、君が代強制、組合弾圧が公然と進められています。ハシズムはマニフェストで九条改憲国民投票をせよと主張しています。とくに、東京・大阪・名古屋の三都は、他の都市とまったく違って、全世界に展開する多国籍業の本社が集中し、世界中で収奪した収益により、特別な豊かさ享受しています。三都では、多国籍企業から地方行革を求められ、地方議会や地方公務員パッシングが進められ、九条攻撃がもたらされ、憲法が「地方自治」に託した平和国家建設の趣旨がゆがめられています。三都で吹き荒れる「現代ポピュリズム」(カリスマ的政治家の大衆の人気をバックにマスコミを動員して強権的な政治を進めること)の嵐は、国政に対しても三都連合が結成され、それが新自由主義のみんなの党と結びつけば、来るべき総選挙で民主党政権が敗北した時には受け皿となるという予測が広がっています。民主党政権は、そうなる前に、自民党と大連立を組んで、ポピュリズムの第三党と対抗するために、先制攻撃により解散・総選挙に持ち込む構えであるばかりでなく、彼らは、さらに、第三党や、九条改憲に反対する社共を葬るために衆参比例区の廃止を一気に強行しようとしているようです。

③ 大学の開催地である岡山大学でも、学長選挙で首位になった教授は学長になることができませんでした。これでは、政府文部省に覚えめでたい教授しか学長になれないのですから、戦前の任命学長と何ら変わりはありません。今や大学は、財界の要望通り、国民の研究機関ではなく、企業研究所の下請け機関になりつつあります。これでは戦前のように、平和思想が弾圧され、軍事研究が大学で公然と始まるのも、時間の問題のように感じます。

④ 地方自治は、地方分権法によって、自治体首長に大きな権限が付与されて、トップダウン化し、大阪ではハシズムが吹き荒れ、今回の岡山での三月常任委員会でも批判の決議がなさ

私たち青年法律家協会は、危機に直面する、これら三つの自治を守りぬいて、憲法九条と平和主義を守っていく必要があると思います。

大阪市のアンケート調査の廃棄と 大阪府三条例案の撤回、廃案を求める決議

1 大阪市による市職員アンケート調査 問題について

大阪市は二〇一二年二月九日、市職員に対して政治活動および組合活動に関するアンケートへの回答を命じた。橋下徹市長は、本アンケートに正確に回答するよう求め、正確に回答しなければ処分の対象となることを示し、匿名での回答は認めないとした。

本アンケートは、組合活動や政治活動への参加の有無や投票依頼を受けた経験の有無を尋ねるほか、政治活動や組合活動へ誘ってきた人物についても無記名での通報を求めている。

強制によって内心を明らかにさせることは、市職員 の思想良心の自由(憲法一九条)、表現の自由(同二二条)、プライバシーの自由(同二三条)を侵害する。また、本アンケートで組合活動について報告を

強制することは労働組合に対する干渉や圧迫を及ぼす支配介入であり、憲法で保障された団結権(同二八条)を侵害する不当労働行為に当たる。

本アンケートへの回答を命じた橋下市長も、回答の集約先として指定された野村修也大阪市特別顧問もいずれも人権擁護と社会正義の実現(弁護士法一条)を職務とする法曹資格者である。また、橋下市長には地方公務員として憲法尊重擁護義務(憲法九九条)があり、野村特別顧問はこうした義務を負う市長らに指導・助言を行う立場にある。このような立場にありながら、職員の人権を侵害する本アンケートを主体的にすすめてきたことは言語道断というほかない。

同月一七日には、市職員や労働組合、弁護士会などから違憲・違法性を指摘され、同日、本アンケートの開封・調査は凍結された。また、大阪府労委も「不当労働行為(支配介入)に該当するおそ

2 大阪府三条例案問題について

また、大阪府の松井一郎知事は、「職員基本条例」と「教育行政基本条例案」、「府立学校条例案」の三つを府議会に提案した(読売新聞二〇一二年二月二十七日報道)。これらの条例案は、二〇一二年九月に大阪維新の会から提案された「職員基本条例案」および「大阪府教育基本条例案」に手を加え、別途提案されたものである。

知事から提案された新しい「職員基本条例案」では、教職員や教育委員会からの強い反対を受けて、教職員については、五段階評価を相対評価から絶対評価に変更し、二年連続最低評価の職員を分限免職するという規定を削除した。しかし、教職員以外の一般職員については相対評価が維持されている点でまったく解決になっていないばかりか、すべ

ての職員が問題のない勤務態度であつても必ず下位
 5%と評価される者が出ることになり、極めて不当
 である。また、徹底した相対評価によるランク付け
 は、職員間に無用な競争をおおることになり、職
 場に混乱をもたらすことになる。そして、同一職務
 命令に三回違反すると分限免職となるという規定
 は残されており、君が代起立斉唱命令に従わない
 教職員への処分を想定するものとなっている。この
 「職員基本条例案」が、職員を住民の福祉増進を
 するための「住民全体の奉仕者」(憲法二五条二項)か
 ら、首長が立てた政策目標を忠実に実行させる「一
 部政治家への奉仕者」へ変えることにあることは明
 白であつて、地方公務員法に違反する。

「教育行政基本条例案」および「府立学校条例案」
 については、教育目標は首長が決定できるとの規定
 は残り、加えて不適格教員に対する指導研修を申
 し立てる権限を保護者に与えた。これは、首長に
 よる教育への政治介入を容認するものであることに
 も、「教育困難」という決定を通して教職員を支配
 して統制するためのものであり、教育基本法の禁じ
 る教育に対する不当な支配(同法二六条)に該当す
 ると言わざるを得ない。教育は、児童生徒の人格の
 形成発展のために行われる営みであつて、教師と児
 童生徒の人格的接触が不可欠である。教職員に対
 する行政の支配統制は、そのような人格的接触を
 阻害するものであつて教育に対する不当な介入であ
 るといわざるをえない。さらに、人格の形成発展の

営みを超えて、行政が設定する目標になう人材
 の育成をかけた過度の競争を導入する本条例案は、
 児童生徒の教育を受ける権利(憲法二六条)を侵害
 するものである。

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会憲法
 委員会は、昨年二月四日に「大阪府教育基本条
 例案」および「職員基本条例案」の撤回および廃案
 を求める意見書を発表した。上記三条例案は、
 上記の修正を経たうえでも、憲法二六条をはじめ
 とする憲法の理念および教育基本法、地方公務員
 法違反の本質に変わるところはない。同部会は、あ

らためてこれらの条例案の提案の撤回あるいは府議
 会による廃案を強く求めるものである。

以上

二〇一二年三月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
 第四回拡大常任委員会



▼二月初め、雪のロー
 マに行った(表紙写真)。
 海外に初めてデジカメを
 持って出た。これまで頑
 固一徹にフィルムカメラ

で通して来た。予備フィルムを持ち歩く必要
 のないこと、ストロボなしでどんな暗いところ
 でも撮れることは有り難い。しかし、旅の
 友としては大欠点があつた。旅そのものを楽
 しむ時間を失つたのだ。▼今までは被写体に
 カメラを向けてシャッターを二押しして終わっ
 た。すぐに自分の目で旅の景色を楽しんだ
 ものだ。それがデジカメという奴は、その場

で撮ったシーンの確認を衝動させる。そして
 もっとよい一枚をと切りがなくなる。そんな
 ると旅情などふつ飛ぶ。しかも、必要もない
 多種多様な機能の誤操作でイライラは募り、
 ボタンと格闘するうちに旅の仲間とはぐれ
 る始末。▼三月にベルリンとドレスデンを旅
 するが、またフィルムカメラに戻る予定。そ
 のため、銀塩カメラ派の私はもの好きにも新
 たにF社のブラックタイプのココンパクトフイ
 ルムカメラを購入した次第。勿論、大きくて
 不格好なやはりF社の中版フィルム用カメラ
 も持つて行く。写真の出来を旅行後の楽し
 みにするために。

(宮本智)